西北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

监查公表

監査の結果に基づく措置状況	
財政局、建築都市局	(監査公表第24号) 1
監査の結果に基づく措置状況 港湾空港局、消防局	(監査公表第 2 5 号) 6
監査の結果に基づく措置状況 建設局(工事監査)	
是以问 (工事血且)	(監査公表第26号) 11
監査の結果に基づく措置状況 総務局、教育委員会	(監査公表第 2 7 号) 1 4
監査の結果に基づく措置状況 産業経済局	
	(監査公表第28号) 19
監査の結果に基づく措置状況九州鉄道記念館運営共同企業体	
	(監査公表第29号) 25

北九州市監査委員

北九州市監査公表第24号平成30年11月14日

 北九州市監査委員
 井
 上
 勲

 同
 廣
 瀬
 隆
 明

 同
 香
 月
 耕
 治

 同
 福
 島
 司

- 監査の種類 定期監査
- 2 措置を講じた局 財政局 建築都市局
- 3 監査の期間 平成29年7月21日から平成30年1月25日まで
- 4 監査公表の時期 平成30年2月16日(平成30年監査公表第4号)

(1) 財政局

監 措 査の結 果 置 状 況

ア 契約事務

(ア)委託契約事務について

(税制課)

|託において、契約に定める委託料内訳|9年度から寄附件数の実績に応じて委 表が添付されておらず、適正な委託料託料の算出・精算を行う契約に改めた の算出が行われていなかった。

当該業務は寄附金額や寄附件数の実 今後、同様の契約での再発防止のた 績によって業務量が変動するものであめ、局内の職員に対して、指摘事項を るため、実績に応じて委託料の算出・周知するとともに、市委託業務要綱な 精算を行うべき契約である。

市委託業務要綱では、委託業務の内で徹底を図った。 容及び範囲を明らかにするとともに、 その仕様を定めなければならないとさ れている。

適正な契約事務を行われたい。

ふるさと北九州市応援寄附金業務委 今回の指摘事項については、平成2

どの関係規則等を遵守するよう、改め

(2)建築都市局

監 杳 \mathcal{O} 結 果 措 置 状 況

ア 支出事務

(ア)補助金等の支出及び事務処理ミ

スの防止について

(住宅計画課、住宅管理課)

|び市営住宅管理人手当において、過払||ついて(住宅計画課)| いしているものがあった。

|た取り組みとして、ミスによる影響が|事業者から収納済みである。 大きい事務については、リスクマネジ リスクマネジメントシートについて メントシートを作成することになっては、今回の指摘を受け、「入居期間」や おり、当該事務においてもリスクマネ「入居月数」の重複等がないかを複数

い前の確認について、特定優良賃貸住2月8日に改訂を行った。さらに、特 宅家賃減額補助金ではリスクポイント定優良賃貸住宅に関する業務マニュア として把握されておらず、市営住宅管ルにも明記した。 |理人手当ではリスク回避のために定め|| 今後、同様のミスを防止するために

|は適宜見直し、リスク回避のための方|に関する情報を共有のうえ、リスクマ 策を確実に実行する必要がある。

適正な事務処理をされたい。

特定優良賃貸住宅家賃減額補助金及 特定優良賃貸住宅家賃減額補助金に

過払い金については、指摘後、速や 市では、事務処理ミスの防止に向けかに事業者へ返還の請求を行い、既に

ジメントシートは作成されていた。 |の職員でチェックすることをリスク回 しかし、過払いの原因となった支払|避の方策として明記し、平成29年1

ていた方策が実施されていなかった。 |、平成29年11月27日に事務改善 作成したリスクマネジメントシート会議を行い、課全体で今回の指摘事案 ネジメントシートは適宜見直し、適正 な事務処理を行うよう周知徹底を図っ た。

> また、平成30年1月19日に特定 優良賃貸住宅を管理する管理指定法人 |に対する説明会を行い、家賃減額補助 金の交付申請等において、申請内容に 誤りがないように、具体的に例示して 注意喚起を行った。

市営住宅管理人手当について(住宅

措 置 状 況

管理課)

過払い金については、支払精算手続きの際に、発見し、直ちに元管理人より返還を受け、収納済みである。

改訂前のリスクマネジメントシートは、台帳管理事務と支払事務を別係で行っていた際に作成されたものであった。

また、現在の体制(台帳管理事務と 支払事務を一人で行う)では、重複チ ェックを行っていなかった。

今回の指摘を受け、「管理人手当台帳の確認を担当者と係長で二重チェックをかける」ことを明記し、平成29年10月2日に改訂を行った。

今後、同様のミスを防止するために 、平成29年11月27日に事務改善 会議を行い、課全体で今回の指摘事案 に関する情報を共有のうえ、リスクマ ネジメントシートは適宜見直し、適正 な事務処理を行うよう周知徹底を図っ た。

監 杳 \mathcal{O} 結 果

措 状 況 置

その他

(ア)事業効果の検証について

(都市計画課)

|計画法に基づく規制区域等を指定する||年度より、7月1日に行われる県の地 |際の参考とするため、国と県が実施し|価調査及び1月1日に行われる国の地 ている年1回の地価調査に加えて、土価公示を補完する形で、委託回数を上 |地開発区域などの地価変動が見込まれ|半期(4月1日)・下半期(10月1日 る市内20地点で年4回の地価調査を)の2回に見直すこととした。 行うものである。

れず、市内に規制区域等は指定されて発等による地価変動のおそれが無くな |いないことから、事業の経済性と有効|ったと認められる地点については、対 |性の観点により、調査結果の活用状況|象地点の変更や削除など、適宜見直し や費用対効果を検証し、調査対象地点を行う。 や調査回数の見直しを検討されたい。

地価動向調査業務委託は、国土利用 指摘された点については、平成30

また、県の地価調査及び国の地価公 現在、地価動向に大きな変動は見ら|示の調査地点と近接の地点や、土地開

> 局全体の対応として、今回の指摘事 項だけでなく、注意事項等について、 |局内各所属長に対し、「定期監査の結果 について」の通知を行い適正な事務処 |理を行うよう周知徹底を行った。

> 特に、リスクマネジメントシートに ついては、業務の実態に即し、適宜見 |直しを行い、適切なリスク管理を行う よう通知を行った。

> また、例年、人事異動の時期に実施 している局内研修会において、財務会 計事務も研修項目に組み込んでおり、 今後とも再発防止に向け取り組みを行 っていく。

北九州市監査公表第25号平成30年11月14日

 北九州市監査委員
 井
 上
 勲

 同
 廣
 瀬
 隆
 明

 同
 香
 月
 耕
 治

 同
 福
 島
 司

- 監査の種類 定期監査
- 2 措置を講じた局 港湾空港局 消防局
- 3 監査の期間 平成29年7月21日から平成30年2月5日まで
- 4 監査公表の時期 平成30年2月16日 (平成30年監査公表第7号)

(1)港湾空港局

監査の結果

措置状況

ア 財産管理

(ア)債権管理について

(港営課)

港湾施設の使用料等において、債務 者に対する滞納整理が行われていないなど、債権管理が適正に行われていないものがあった。また、統一的な手続きや基準を定めた業務マニュアルやリスクマネジメントシートが作成されておらず、同一業務を実施している係間で債権管理の取組み方に大きな違いが見受けられた。

地方自治法では、債権について、その督促、強制執行その他その保全及び 取立てに関し必要な措置をとらなけれ ばならないとされている。

市債権管理に関する基本方針に基づいた組織的な滞納整理を行い、債権管理台帳の整備をはじめとした適正な事務処理に努められたい。

1 指摘に沿った改善是正

組織的な滞納整理を行うため、同一の業務を処理している各係共通のマニュアル等を下記のとおり整備した。

これにより各係では、指摘を受けた 案件に関して事績を整理するととも に、滞納者に対する催告等の取組を実 施している。

また、平成30年2月28日までに 、各係の事務処理状況を課長が確認し 、概ね改善が図られていることを確認 した。

さらに、同年3月6日に業務担当ラインの係長会議を開催し、年度末事務処理に向けて、適正な事務処理を行うよう、再度指示を出した。

なお、平成30年4月に、財政局が 作成した北九州市債権管理共通マニュ アルが配布されたことを受けて、市全 体のルールに基づき事務処理を行うべ く、各係滞納が発生した際には、個別 案件毎の台帳を作成し、適正に債権管 理を実施するよう、周知徹底を図った

2 制度面での恒久的措置

措置状況

平成30年1月21日付けで、「港湾施設使用料等に係る滞納整理事務」に関し、各係共通の業務マニュアル及びリスクマネジメントシートを作成した。

職員異動時には共通マニュアルで、 確実に事務引継を行うとともに、チェ ック体制を確立し、組織的な業務管理 に努める。

3 職員への周知

平成30年1月24日に、事務改善会議を開催し、上記マニュアル等に関し説明を行った。定期的に事務改善会議や講習会等を通じて、知識の習得、スキルの向上を図り、係や職員間で差が生じないように取り組む。

4 局の対応

今回の監査結果を踏まえ、各所属に おける業務内容を改めて確認するとと もに、それらをマニュアル等へ適正に 反映するよう、平成30年2月28日 付けで局内周知を図った。

今後とも適正な事務処理に向け、取り組んでいく。

(2)消防局

監査の結果

措置状況

ア 支出事務

(ア)消防団交付金について

(消防団・市民防災課、門司消防 署)

消防団交付金(以下「交付金」という。)の支出状況について、消防団業務日誌(以下「業務日誌」という。)に記載された活動内容と異なる領収書が添付されていたものがあった。

消防団事務取扱要綱では、交付金の 支出を伴う分団の活動については、業 務日誌に支出状況を記載するとともに 、裏面の領収書添付欄に領収書等を添 付するものとされている。

また、市消防団交付金交付要綱では、交付事業完了実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、交付金の額を確定し、通知することとなっている。

適正な事務処理をされたい。

(消防団・市民防災課)

指摘を踏まえ、再発防止の徹底に向けて次の対応を行っている。

1 消防団事務取扱要綱の一部改正

平成29年12月10日付けで、消防団事務取扱要綱を次のとおり一部改正した。

- (1) 領収書添付欄について「領収書 等を添付」を「明細が分かる領収書 等を添付」に改める。
- (2)領収書等が添付できない場合について「その旨を記載」を「その理由及び支出状況の内訳を詳細に記載」に改める。
- (3)「消防署予防課長は、提出された消防団業務日誌の内容が適正であるか確認しなければならない」を加える。
- 2 北九州市消防団交付金マニュアル (案)の作成

消防団の会計担当者が適正に事務 処理をすることができ、消防局及び消 防署予防課職員が交付金の執行確認を 適正かつ容易に行えるマニュアルの作 成に着手した。

現在、平成30年度の第1四半期内

監査の結果	措置状況
	の完成を目標に同マニュアルを作成し ている。
	(門司消防署) 監査後、適正な事務処理を遂行する 上で次の対応を行った。 1 平成29年9月14日に門司消 防団全分団長等に対し会計研修を実 施した。 内容は、監査結果の伝達、交付金執 行要領及び業務日誌記載方法等の再 確認。
	2 交付金返還 指摘の「業務日誌に記載された活動 内容と異なる領収書が添付されていた もの」について、平成29年12月1 2日付けで交付金を返還した。
	3 交付金執行要領等の周知徹底 (1)毎月実施の正副分団長会議等に おいて更なる周知徹底を図る。 (2)定期会計研修 各分団長及び会計担当者に対す る研修を4月、8月、12月、3月 の年4回実施する。

北九州市監査公表第26号平成30年11月14日

 北九州市監査委員
 井
 上
 勲

 同
 廣
 瀬
 隆
 明

 同
 香
 月
 耕
 治

 同
 福
 島
 司

- 1 監査の種類定期監査(工事監査)
- 2 措置を講じた局等建設局
- 3 監査の期間 平成29年11月24日から平成30年4月27日まで
- 4 監査公表の時期 平成30年7月31日 (平成30年監査公表第15号)

(1)建設局

監査の結果措置状況

ア 工事費の積算について

(街路課)

[14]飛行場南線(中曽根工区)橋梁上部工工事(28-1)

本工事は、小倉南区中曽根新町の都市計画道路・飛行場南線において、県道門司行橋線と交差する区間を立体交差とするため、工場製作したコンクリート製の桁を県道上に架設する工事であり、桁の価格は、建設資材価格特別調査により決定している。

土木工事標準積算基準書(以下、「基 準書」という。)によると、桁組立工 において、「定着装置は、製作(桁の 価格)に含まれるので計上しない。」 とされているが、本工事においては桁 組立工に定着装置の費用を、別途計上 しており、二重計上となっていた。

工事の積算にあたっては、所定の基 準書等を遵守し、適切に行われたい。 今回の指摘は、工事費の積算にあたり、「土木工事標準積算基準書(主桁組立工)」の内容および「建設資材価格特別調査」により価格を決定した桁の仕様を十分に確認していなかったことが原因で生じたものである。

今回の指摘を受け、積算などの業務の際に使用する「街路課事務マニュアル」に積算事例として記載することとし、平成30年6月に改訂した。

また、建設資材価格特別調査においては、同様の間違いが生じないよう、 調査依頼時に桁の仕様を詳細に明記 するとともに、調査依頼先にも同様の 依頼を行った。その結果、後発工事に おいては改善されている。

今回の事例は、5月28日の道路関係課長会議にて周知を図り、6月20日には事務改善会議において、改訂した街路課事務マニュアルをもとに指摘事項に関する課内研修を行った。

措 置 状 況

イ 工事費の積算について

(西部整備事務所工務第一課)

[37]北九州小竹線仮橋維持管理工事(28-1)

本工事は、八幡東区河内地区において、大雨で被災した県道を迂回させるため設置した仮橋の維持管理を行うものである。

本市の「積算運用の手引き」による と、本工事(維持管理工事)の発注に あたっては、仮橋の設置工事(以下、

「前期工事」という。)の受注者と 随意契約を行うとともに、前期工事と の諸経費調整を行うとされている。

しかし、随意契約は行ったが、諸経 費の調整を行っておらず不適切な積 算となっていた。

工事の積算にあたっては、所定の規程等を遵守し適切に行われたい。

今回の指摘は、工事費の積算にあたり、「積算運用の手引き(存置した仮設構造物の取り扱い)」の内容を十分に把握していなかったことが原因で生じたものである。

今回の指摘を受け、今後、同様の間違いが生じないように、発注前チェックシートを平成30年4月に一部変更した。

また、職員同士の設計審査については、時間に余裕をもって行うとともに、係長において積算内容の指導強化を図るものとする。

今回の事例は、平成30年4月23 日の事務改善会議で説明を行い新しいチェックシートの使用と指摘事項 に関する課内研修を行った。

また、5月28日の道路関係課長会議において再発防止の周知徹底を図った。

注・・[]内の数字は、平成30年監査公表第15号の別表1本工事抽出一覧表の番号を示す

北九州市監査公表第27号 平成30年11月14日

 北九州市監査委員
 井
 上
 勲

 同
 廣
 瀬
 隆
 明

 同
 香
 月
 耕
 治

 同
 福
 島
 司

- 監査の種類 定期監査
- 2 措置を講じた局 総務局 教育委員会
- 3 監査の期間 平成29年11月10日から平成30年5月29日まで
- 4 監査公表の時期 平成30年7月31日 (平成30年監査公表第17号)

(1)総務局

監 杳 の結 果 措 置 状 況

ア その他事務

(ア) 拾得物の取扱いについて

(総務課)

|拾得物については、遺失物法のもとで|年4月1日付で「本庁舎における物件 務処理を行っている。

|、①拾得物記録簿への記入を行ってい|うにした。 ないものがあった、②遺失物法で義務 今後、同様の間違いが生じないよう |付けられている警察署長への提出を行|に、事務を担当する職員等に改正要領 っていないものがあった。

要領では、拾得物の交付があったとさせた。 きは、拾得物記録簿に必要事項を記入 また、本庁舎以外の各所管施設にお |することとなっている。また、遺失物|いて、旧要領の流れを参考に事務処理 |法では、施設占有者は、拾得物を遺失||のルールを整理し、誤った運用がなさ 者に返還し、又は警察署長に提出する|れている可能性があるため、平成30 こととされている。

適正な事務処理をされたい。

市役所本庁舎及び議会棟で発生した 指摘された点については、平成30 、具体的な事務手順について定めた「|の拾得等取扱い要領」(以下「要領」と |本庁舎における物件の拾得等取扱い要|いう。)を改正し、交付を受けた拾得物 |領(以下「要領」という。)| により事|は、①種類を問わず拾得物記録簿へ記 入する、②遺失者へ返還するか警察署 拾得物の取扱いについてみたところ長へ提出するかのいずれかとする、よ

に基づく適正な事務処理の流れを習熟

|年4月11日付で改正要領及びフロー 図を添付のうえ、適切な事務処理につ いて再度確認を促す通知を発出した。

(2)教育委員会

監 杳 \mathcal{O} 結 果

措 状 況 置

ア 財産管理

(ア) 理科薬品の管理について

(学事課)

8年9月に「薬品管理システム」(以下は、平成30年8月27日に学校長、 |品台帳はシステムの様式を使用するこ|検討会を立ち上げ、平成30年1月に ととされている。

各学校で使用している薬品台帳の様|薬品台帳の統一様式を策定する。 式をみると、システムの様式を使用せ この台帳を基に、各学校が管理職の ず、学校独自で作成した様式を使用し指導のもと、理科教諭、理科主任を中 ているところが見受けられた。これは心として、理科薬品の適正な管理に努 、各学校のパソコン機器の更新に伴い|める。 不具合が生じ、システムが活用できな また、理科薬品管理に関するリスク

と、一部の学校で、薬品台帳の在庫数議及び平成30年9月4日開催の校・ |量と実際の在庫数量が一致しないもの|園長会議や学校事務研修会等の機会を 等管理上の不備がみられた。

薬品台帳は在庫量の把握や盗難、紛|知徹底を図った。 失をチェックするための重要な台帳で あり、様式を統一することが望ましい

リスクマネジメントの観点から、薬 品管理に係る業務マニュアルの遵守を 徹底して、適正な薬品管理をされたい

理科薬品の管理については、平成1 指摘された薬品台帳の統一について 「システム」という。)が導入され、薬|理科教諭、事務職員をメンバーとした |示した参考様式をたたき台とした理科

くなったこと等によるものである。マネジメント意識を徹底するため、平 各学校の理科薬品の管理状況をみる成30年8月24日開催の校長会長会 利用して、適正な薬品管理について周

措 置 状 況

その他事務

(ア)校納金の管理、執行について (朽網小学校)

|取扱マニュアル」(以下「取扱マニュア|った。 |ル」という。)等に基づき、管理、執行| その結果、平成30年度から、校納 されている。

金した積立金を誤って別会計の通帳にエックを行うこととし、出納簿と預金 |入金していた、②集金した積立金を誤|通帳の確認についても、校長、教頭、 った金額で通帳に入金していた、③就事務職員、事務補助員の4名で行うよ 学援助に係る給食費を誤った金額で出う、チェック体制を強化した。 |納簿に記載していた。これにより、④|また、校納金事務の処理状況について |預金通帳残高と合致していないにもか|、校長、教頭は、定期的に事務担当者 |かわらず、管理職が月末の出納簿残高|から聞き取りを行い、不明な処理はな の確認決裁を行っていた。

ごとに管理、執行すること、各会計で|。 |は出納簿残高と預金通帳残高が一致す||教育委員会においては、「校納金会計事 ること、毎月末に出納簿を出力し、管|務における管理者チェックの徹底につ |理職の決裁を経ることにより、出納簿|いて」(平成30年4月6日)や、「平

の確認行為を確実に行うなど、適正なれる校長総会や各種研修等でも指導を 事務処理をされたい。

|指摘がなされている。教育委員会事務||図った。 局においては、今回の指摘内容につい

小・中学校においては、児童生徒の 今回の指摘事項について、校長以下 |保護者負担となっている経費を学校に|、校納金事務に携わる職員で「校納金 おいて徴収し、保護者にかわって執行会計事務取扱マニュアル」を確認しな |する児童生徒負担金(以下「校納金」|がら、実態を認識するとともに改善に という。)について、「校納金会計事務|向けた取組について、協議・検討を行

金事務の実施に当たり、担当者は2名 この事務についてみたところ、①集|(事務職員、事務補助員)で相互にチ

いか、業務が停滞していないか、など 取扱マニュアルでは、校納金は会計|進捗管理の実施を徹底することとした

と通帳を照合し、不適切な入出金がな成29年度定期監査における指摘・注 いかを確認することとされている。 意事項について」(平成30年6月21 取扱マニュアルに基づき管理監督者日)を通知するとともに、毎年開催さ |行うなど、各学校(園)に対し、適正 また、他校においても過去に同様の|な会計事務の執行について周知徹底を

さらに、今年度から学校支援部兼務

				監		-	査		0)		結		果								措		置	鬒		状	<u>.</u>		況				
-	C 1	也	の	小	•	中	学	校	に	周	知す	- 2	な	بح: ك	` `	引	と	な	つ	た	教	職	員	部	担	当	課	長	ŧ	`	会計	計 -	事
3	を着	続	き	適.	E	な	事	務	処	理	に関	すす	つる	指	導	にに	務	0)	執	行	Þ	管	理	職	0)	チ	エ	ツ	ク	に	つし	, \ `	て
タ	交	め	5	れる	た	٧١	0										指	導	し	`	学	校	に	お	け	る	適	正	な	事	務	実力	施
																	体	制	(T)	強	化	を	図、	つ '	7	<i>۱</i> ٠٧	る。	0					

北九州市監査公表第28号平成30年11月14日

 北九州市監査委員
 井
 上
 勲

 同
 廣
 瀬
 隆
 明

 同
 香
 月
 耕
 治

 同
 福
 島
 司

- 監査の種類 定期監査
- 2 措置を講じた局 産業経済局
- 3 監査の期間 平成29年11月10日から平成30年5月29日まで
- 4 監査公表の時期 平成30年7月31日 (平成30年監査公表第20号)

(1) 産業経済局

監査の結果

措 置 状 況

ア 収入事務

(ア) <u>駐車場使用料等の事務処理について</u>

(総合農事センター)

出口料金精算機で現金等を回収している駐車場使用料について、回収金とつり銭準備金の正しい仕分けが行われないまま調定事務を行っていたため、調定金額が誤ったものになっていた。

また、駐車場有料回数券について、 在庫確認をしていないものや、使用済 回数券は再利用できるにもかかわらず 管理体制が不備なもの、があった。

駐車場使用料の事務処理について、 業務マニュアルやリスクマネジメント シートが作成されているが、その内容 が不十分だった。

地方自治法施行令では、歳入の調定は、納入すべれの調定を、納入すべのいどうがないをのかどうがないを認って違反する事実がないを認って違反する事をがないがないがないがないがある。また、所管に対しないが、所管にはないが、所管では、常にといる。を関係に整備し、常ととれている。

作成した業務マニュアルやリスクマ

今回の指摘を受け、出口料金精算機については、精算にかかる手順を整備し、平成30年1月24日から毎日閉園時に、回収金、つり銭準備金について正確に仕分けを行い、調定金額に誤りが無いように事務処理を行った。

駐車場有料回数券については、平成30年1月末から、在庫数の確認と帳簿との照合を行った。また、回収した回数券は再利用ができるものの再利用の際の誤作動を考慮して平成30年3月にすべて処分した。

業務マニュアルやリスクマネジメントシートは、正確な仕分けを行えるよう出口料金精算機の精算手順を平成30年1月に改正した。また、平成30年2月20日の事務改善会議で職員に周知徹底を図った。

平成30年度からの指定管理者制度 の導入に伴い、出口料金精算機と駐車 場回数券は指定管理者の管理となった が、移管の際に、出口料金精算機の精 算手順や駐車場回数券の管理について 引継ぎ指導を行った。

今後とも、正確な事務処理を行うため、指定管理者に対し情報提供や指導

措置状況

ネジメントシートは、業務の質の確保 などを図るため、絶えず見直しやリス クポイントの洗い出しを行い、着実に 改善策や回避策を実行する必要がある とされている。

適正な事務処理をされたい。

なお、平成30年度から指定管理者制度が導入されており、適切な運用がなされるよう業務の引継ぎや指導を行われたい。

及び定期的な確認を行っていく。

イ 契約事務

(ア) <u>委託業務の契約手続きについて</u> (東部農政事務所)

農林施設に対する除草、浚渫等の緊急対応委託業務において、業務履行年度に支出の原因となるべき契約その他の行為(以下、「支出負担行為」という。)の手続を行わず、翌年度にないて支出負担行為を行い、支出していたものがあった。また、当該業務については、業務マニュアルがミスのない事務処理が可能な内容で作成されていなかった。

地方自治法では、支出負担行為は、 法令又は予算の定めるところに従い、 これをしなければならないと定めらないと ではならないる歳出はる その年度の歳入をもってこれに充て その年度の歳入をもっている。また ければならないとされている。また ければならでは、相手方の行為の完 があった後支出するものは、当該行為 の会計年度とするとされている。

適正な事務処理をされたい。

なお、平成27年度定期監査においても、西部農政事務所で同様の案件が 指摘されており、事務改善にあたって は、組織全体で情報を共有し再発防止 に努められたい。 前回の指摘(平成27年度定期監査)を受け、当事務所での根本的な対策が遅れたものの、平成29年5月からは従来の管理方法に加え、「受付管理簿」を整備し、業務の進捗及び予算の管理を徹底することとした。

また、業務マニュアルに関しては、 平成29年3月に委託業務の精算時期 について明記した。

今回の指摘を受け、制度面での恒久 的措置として、平成30年4月1日より、産業経済局農林水産部(農林課、 東部・西部農政事務所)において、部 内共通の「農林環境整備事業(緊急工 事)執行要領」を定め、再発防止対策 を講じた。また、業務マニュアルに関 しても、平成30年3月には予算の管 理方法について追記している。

今後、同様の間違いが生じないよう に、平成30年6月12日、所内関係 職員全員に対し、今回の指摘事項及び 適正な事務処理について周知徹底を図 るとともに、同年6月27日、農林課 及び東部・西部農政事務所の関係職員 全員と再発防止に向けた意見交換を行い組織全体で情報を共有し、今回の指 摘事項及び適正な事務処理について周 知徹底を図った。

措 置 状 況

ウその他

(ア) 公の施設の指定管理業務について

(門司港レトロ課)

今回の監査において、北九州市旧九州鉄道本社(九州鉄道記念館)の維持管理・運営を委託している九州鉄道記念館運営共同企業体について、経理関係書類の保存管理及び経理処理において不適切な事案が見られた。

所管課は、これまで指定管理者である当該共同企業体に対して、経理関係 書類の保管状況及び経理事務の処理状況の確認を行っておらず、その実態を 把握していなかった。

「北九州市旧九州鉄道本社の管理運営に関する基本協定書」では、本業務及び経理状況等に関し業務報告書に基づく確認のほか、「経理等事務処理に係るモニタリング実施項目」に基づき、書類による確認、又は実地に調査することができるとされている。

また、市指定管理者制度ガイドラインにおける「経理等事務処理に係るモニタリング実施項目」のチェックポイントでは、経理書類(会計帳簿、通帳、請求書、決裁書、領収書等)の整備・保管状況について、確認を行うこととされている。

適正な事務処理をされたい。

なお、今回の指摘を踏まえ、指定管 理に係る経理事務が適正に実施される 指摘された点については、次のとおりモニタリング実施方法を変更し、経理書類の保管状況や経理事務の処理状況を確認する等の改善措置を行った。

指定管理者に対する経理モニタリン グの実施頻度を年1回から毎月実施と した。

また、ガイドラインにおいて一部目 視によりその他は口頭確認によるとさ れていたものをすべて目視による確認 方法へ変更することとした。

こうしたモニタリング実施方法の変 更は、経理モニタリング実施項目(標 準例)に反映させて北九州市旧九州鉄 道本社(九州鉄道記念館)独自の様式 として改訂し、恒久的な措置としての 取組を図った。

また、指定管理業務に携わる課内職員に対して、指摘内容の周知を行い、同様の事例が発生しないよう経理モニタリング実施方法の見直し等の措置状況の共有化を図った。

その結果として、その他の指定管理者に対する経理モニタリングについても、平成30年度より実施頻度を年1回から年4回へ見直すこととした。

以上の取組により、所管課として指 定管理者が行う経理事務のチェック体

措 置 状 況

よう、有効な確認方法等について検討し、協定書の見直しも含め、必要な措置を講じることが望まれる。

制を強化し、経理処理の不備や問題点を早期に発見・是正指示ができる体制づくりを図った。

≪局全体の対応について≫

局全体として、定期監査後局内幹部 会において、今回の指摘事項等につい て周知徹底した。

また、平成30年8月29日に会計 事務研修会を開催し、指摘事項等について周知するとともに、「監査で指摘 を受けないための必見マニュアル」な どを活用して、再発防止に向けた事務 処理の確認等を行った。

北九州市監査公表第29号平成30年11月14日

 北九州市監査委員
 井
 上
 勲

 同
 廣
 瀬
 隆
 明

 同
 香
 月
 耕
 治

 同
 福
 島
 司

- 監査の種類
 財政援助団体等監査
- 2 措置を講じた団体九州鉄道記念館運営共同企業体
- 3 監査の期間 平成29年11月10日から平成30年5月29日まで
- 4 監査公表の時期 平成30年7月31日 (平成30年監査公表第21号)

(1) 九州鉄道記念館運営共同企業体

監査の結果

措 置 状 況

ア 経理書類の適切な管理について

監査の実施に当たり、平成28年度 及び平成29年度10月末までの収支 状況が把握できる書類の提出を指定管 理者に依頼したが、そのうち、平成2 8年度の経費支出申請書、領収書等り 提出されなかった。このため、平成2 8年度については、収入に係る監査は 実施できたが、支出に関して会計帳に と経費支出申請書、領収書等の原本に と経費支出申請書、領収書等の原本に よる確認ができず、当該年度の正規の 監査が実施できなかった。

「北九州市旧九州鉄道本社の管理運営に関する基本協定書」では、市監査委員による市の事務監査に際し、市は、必要に応じ指定管理者に対し書類の提出を求めることができ、指定管理者は、誠実に対応しなければならないとされている。

本来、伝票や領収書等の保管は、会計事務における基本であり、適正な指定管理業務の実施を証するためにも、このような事態はあってはならないことである。

経理書類の管理を徹底し、適正な事 務処理をされたい。 今回の指摘事項について、今後このようなことのないよう「経理規程」を制定し、帳票の保管責任者、保存年限、保管方法及び保管状況を九州鉄道記念館運営共同企業体の代表企業により継続的に確認することを定めた。また、既存の経理書類(帳票)についても、規程に沿った管理方法に改めた。

加えて、門司港レトロ課への月例業務報告時に、これまで年1回であった経理モニタリングを毎月受検することとし、その際にも経理書類の保管状況の確認を受けることとした。

以上、新たな規程の整備や施設職員 以外によるチェック体制を強化するこ とで、経理書類の適正管理を徹底した

措 置 状 況

イ 不適切な経理処理について

九州鉄道記念館の平成29年度の経 理処理について、①イベント出演者等 に支払う報酬に対する所得税の源泉徴 収を行っていないもの、②経理処理や 支出の根拠が不適切なもの、が見られ た。

所得税法では、報酬等を支払う者は、その支払の際に所得税を徴収し、国に納付しなければならないとされている。

「北九州市旧九州鉄道本社の管理運営に関する基本協定書」では、指定管理者は管理運営業務の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとされている。また、施設を適正に管理運営するため、「経理等事務処理に係るモニタリング実施項目」等に基づき、業務の遂行状況を確認することとされている。

適正な事務処理をされたい。

さらに、経理事務について、根拠と なる規程を整備し事務の透明化、適正 化を図るとともに、内部統制が機能す る体制づくりに努められたい。 ①について、門司税務署に源泉徴収漏れについて過年度分を含め平成30年5月28日に源泉所得税を納付した

②について、指摘を受けた内容の実情を把握し、不適切な経理処理の是正を行った。

今後同様の間違いが生じないように、支出基準の明確化と透明性を確保するため「経理規程」及び「旅費規程」を制定した。その中で、源泉徴収漏れ防止規定や経費支出に係る権限者、支出範囲、使用目的、経理処理手順、交通費の支給基準等を明記した。

また、職場内会議において、指摘事項や新しく制定した経理規程等を施設職員に説明し、適正な事務処理の徹底を図った。

さらに、経費支出決裁について、内 部相互監視体制を強化するとともに、 門司港レトロ課への月例業務報告時に 、これまで年1回であった経理モニタ リングを毎月受検し指導を仰ぐことと している。

以上により、詳細な規程の整備と遵守に加え、施設職員以外によるチェック体制を強化することで、事務の透明化、適正化を図り、内部統制が機能する体制を構築した。